

○一定の病気等に係る安全運転相談、臨時適性検査等に関する事務処理要領の制定について

令和2年3月1日

道本運試第3821号（運管合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
障害者及び一定の病気等により自動車等の運転に支障の疑いがある運転者等への運転適性相談、臨時適性検査等に関する事務については、これまで「一定の病気等に係る運転適性相談、臨時適性検査等に関する事務処理要領の制定について」（平29. 8. 25道本運試第1484号（運管合同）。以下「旧通達」という。）に基づいて実施してきたところであるが、この度、「運転適性相談」の名称を「安全運転相談」に変更し、別添のとおり「一定の病気等に係る安全運転相談、臨時適性検査等に関する事務処理要領」を定め、令和2年3月1日から運用することとしたので、所属職員に周知徹底を図り、適正な運用に配慮されたい。

なお、旧通達は、令和2年3月1日付けで廃止する。

別添

一定の病気等に係る安全運転相談、臨時適性検査等に関する事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、一定の病気等に係る安全運転相談及び個別聴取（以下「適性相談等」という。）並びに臨時適性検査、適性検査及び診断書の提出命令に関する事務処理について、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）及び道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号。以下「施行細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の意義

この要領において、次の各事項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各事項に定めるところによる。

- (1) 本部主管課 警察本部運転免許試験課及び方面本部の交通課をいう。
- (2) 安全運転相談 運転免許試験及び仮運転免許試験の受験者並びに運転免許（以下「免許」という。）及び仮運転免許（以下「仮免許」という。）を受けている者（以下「免許受験者等」という。）又は免許受験者等の家族その他の者からの申出により行う免許の取得又は継続に関する相談をいう。
- (3) 個別聴取 質問票（施行規則第18条の2の2、第29条第7項及び第29条の2第5項に規定する質問票をいう。以下同じ。）及び報告書（施行規則第29条の2の3及び第37条の2に規定する報告書をいう。以下同じ。）に基づき、免許受験者等から病気の症状について具体的症状等を聴取することをいう。
- (4) 相談員 適性相談等を行う者をいう。
- (5) 一定の病気等 統合失調症、そううつ病、その他の精神障害、てんかん、再発性の失神、無自覚性の低血糖症、重度の眠気の症状を呈する睡眠障害、脳卒中、認知症（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症をいう。以下同じ。）、アルコールの中毒者、その他自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気をいう。
- (6) 臨時適性検査 法第102条第1項から第5項まで及び第107条の4第1項に規定する臨時適性検査をいう。
- (7) 適性検査の受検命令 法第90条第8項及び第103条第6項に規定する適性検査を受ける旨を命ずることをいう。
- (8) 診断書の提出命令 法第90条第8項、第102条第1項、同条第2項、同条第3項及び第103条第6項に規定する診断書の提出すべき旨を命ずることをいう。
- (9) 適性検査医 別表第1に掲げる病気等ごとの専門医の基準に適合する医師の中から、北海道公安委員会又は方面公安委員会（以下「公安委員会」という。）が臨時適性検査又は適性検査の受検命令に基づく適性検査を行う医師として認めたものをいう。
- (10) 主治医 別表第2に掲げる病気等ごとの主治医の基準に適合し、免許受験者等の一定の病気等に関し、継続的に診察している医師をいう。

- (11) 安全運転相談情報管理業務 北海道警察情報管理システムによる安全運転相談情報管理業務（以下「適性相談管理業務」という。）をいい、安全運転相談に係る情報の管理に必要な情報処理を行うため北海道警察が設置した電子計算機及び端末装置、これらを接続するデータ伝送回線等で構成するシステムをいう。

第3 事務処理の基本

1 迅速かつ適確な対応

免許受験者等が一定の病気等にかかっている場合であっても、自動車等の安全な運転に支障のない場合や支障がない程度まで回復する場合もあることから、取扱いに当たっては、迅速かつ適確な対応に配慮すること。

2 親切かつ適切な対応

適性相談等の対象者（以下「相談対象者」という。）の多くは、免許の取得又は継続（以下「免許の取得等」という。）に関して不安を抱いているものと考えられることから、適性相談等の実施に当たっては、相談対象者の心情に十分配慮した親切かつ適切な応接を行うこと。

3 プライバシー保護の徹底

- (1) 適性相談等の実施に当たっては、相談対象者のプライバシー保護に十分配慮すること。
- (2) 認知機能検査（法第97条の2第1項第3号イ及び法第101条の4第2項に規定する認知機能検査をいう。以下同じ。）及び臨時認知機能検査（法第101条の7第1項に規定する臨時認知機能検査をいう。以下「認知機能検査等」という。）の結果を端緒として適性相談等を実施する場合は、認知機能検査等を受けた者以外の者にその結果を教示しないこと。ただし、認知機能検査等を受けた者とその家族等が同伴している場合であって、認知機能検査等を受けた者が家族等への教示に同意したときは、この限りでない。

第4 相談員の指定等

1 相談員の指定

本部主管課の長（以下「本部主管課長」という。）は、当該所属の職員の中から相談員を安全運転相談員指定簿（別記第1号様式）により指定すること。

2 適性相談等の実施場所

- (1) 適性相談等は、原則として、札幌、函館、旭川、釧路、帯広若しくは北見の運転免許試験場又は優良運転者免許更新センターにおいて、電話又は面接により行うこと。
- (2) 適性相談等を行う場合は、プライバシー保護の観点から、相談室等で実施すること。

第5 適性相談等の受理

1 適性相談等の実施

- (1) 個別聴取は、次に掲げる場合に実施すること。

ア 免許受験者等が、質問票又は報告書（以下「質問票等」という。）の回答欄において、「はい」を選択している場合

イ 交通事故の当事者等について、その状況等から、一定の病気等との関連性について調査する必要があると認め、当該対象者から報告書を徴した場合

- (2) 質問票等に基づく個別聴取を行ったときは、当該質問票等の裏面に聴取内容等を明らかにしておくこと。

- (3) 適性相談等の結果、一定の病気等に該当する疑いがあると認めるときは、臨時適性検査の実施を検討すること。この場合において、免許受験者等に主治医が存在し、診断書によって免許の取得等の可否を判断することができるものと認められる場合であって、その者が診断書を速やかに提出する意思を有しているときは、別に定める公安委員会提出用の診断書の様式を当該免許受験者等に交付すること。ただし、免許受験者等が暫定停止（法第104条の2の3の規定により免許の効力を停止することをいう。以下同じ。）の対象者である場合は、暫定停止を行い、主治医の診断書による判断は行わないこと。
- (4) 運転免許試験（仮免許運転試験を含む。）の受験者のうち、一定の病気等に該当すると疑われる者が、診断書を速やかに提出する意思を有している場合は、同試験に合格する前に診断書を提出しなければ、当該試験の合格後に臨時適性検査の通知（以下「受検通知」という。）を行うこととなる旨を説明すること。

2 適性相談等受理後の手続

- (1) 適性相談等を受理したときは、適性相談管理業務に必要な事項を登録した上で、安全運転相談等受理票（別記第2号様式。以下「受理票」という。）を出力し、速やかに本部主管課長に報告すること。
- (2) 警察署から適性相談等の引継ぎを受けたときは、適性相談管理業務により安全運転相談等引継票（別記第3号様式。以下「引継票」という。）を出力し、当該関係書類とともに速やかに本部主管課長に報告すること。
- (3) 再相談を受理した場合は、適性相談管理業務に必要な事項を登録した上で、安全運転相談等履歴票（別記第4号様式。以下「履歴票」という。）を出力し、速やかに本部主管課長に報告すること。
- (4) 相談員は、適性相談等の結果を踏まえて臨時適性検査を行う必要があると判断したときは、その者に係る受理票に臨時適性検査の必要性を疎明する資料を添付し、本部主管課長に報告すること。
- (5) 適性相談等を担当する警部又は同相当職の幹部は、適性相談管理業務により安全運転相談等の取扱い状況を確認するとともに、月ごとの結果を翌月の月初めに出力し、本部主管課長に報告すること。

3 警察署における適性相談等取扱い時の措置

- (1) 警察署において適性相談等の対象となる免許受験者等を取り扱った場合は、次により措置すること。
 - ア 交通課（係）員が一時的に、病気の症状等に関して聴取すること。
 - イ 前事項の聴取内容を相談員に報告の上、必要な指示を受けること。
 - ウ 指定自動車教習所から仮免許の申請があった場合において、申請者の中に質問票の回答欄において「はい」を選択している者がいるときは、その旨を速やかに相談員に報告すること。
 - エ 相談員から診断書の様式を交付するよう指示されたときは、別に定める公安委員会提出用の診断書の様式を当該免許受験者等に交付すること。
 - オ 免許受験者等が診断書の様式の受領を拒否したときは、相談員にその旨を報告するとともに、当該免許受験者等には、後日、臨時適性検査の通知がなされる可能性がある

る旨を教示すること。

カ 免許受験者等から再相談（エの事項に係る診断書の受領を含む。）を受けたときは、交通課（係）員が一時的に聴取し、その内容を相談員に報告の上、必要な指示を受けること。

(2) 適性相談等及び再相談の内容は、その都度、適性相談管理業務に必要事項を登録した上で、引継票を出力すること。

(3) 引継票は、写しを作成し、運転免許申請書、運転免許証更新申請書、質問票、免許証等同引継票に係る関係書類の写しとともに、速やかに本部主管課に送付すること。

(4) 引継票は、所属長の決裁を受け、当該所属において保存すること。

4 免許の取得等の可否の判断等

(1) 免許受験者等が1の(3)及び3の(1)のエの事項の診断書を提出したときは、別表第3の免許の可否等に関する判断基準（以下「判断基準」という。）に従い、免許の取得等に関する可否の判断を行うこと。

(2) 前事項の判断基準に照らし、免許の取消処分に該当する場合は、当該処分の対象者に係る直近の質問票等について虚偽記載の有無を確認すること。

5 安全運転相談終了書の交付等

(1) 本部主管課長は、適性相談等を実施した結果、免許の取得等が可能と認めた場合は、免許受験者等の求めに応じて安全運転相談終了書（別記第5号様式。以下「相談終了書」という。）を交付すること。

(2) 免許（仮免許を含む。）の申請時又は運転免許証（以下「免許証」という。）の更新申請時（以下「免許申請時等」という。）に免許受験者等から有効な相談終了書の提示があった場合は、適性相談等終了後の病状の変化に重点をおいた簡単な聴取にとどめること。ただし、免許受験者等が、住所地公安委員会以外の公安委員会（北海道の各方面公安委員会を除く。）が作成した相談終了書を提示したときは、再度、病気の症状について聴取を行った上で、免許取得等の可否を判断すること。

6 再相談者等に対する措置

(1) 適性相談等の結果に基づき、免許の取得等が可能と判断された者のうち、一定期間後に免許の取得等の可否について改めて判断する必要がある者に対しては、診断書の再提出がなければ臨時適性検査を受けなければならない対象となる旨を速やかに通知すること。ただし、臨時適性検査の結果によらなければ免許の取得等の可否の判断ができない場合は、この限りでない。

(2) 免許の取消処分に該当する免許受験者等に対しては、再取得の手続について説明するとともに、再取得に係る免許申請前に免許の取得の可否について相談するよう教示すること。

(3) 前事項の相談を受けたときは、取り消された免許の処分理由が消滅することを確認するとともに、免許を取り消された日前の直近に提出された質問票等の記載状況を確認すること。この場合において、直近に提出された質問票等が、再取得の申請を受けた公安委員会と異なる公安委員会において保存されている場合は、直近の質問票等を保存する公安委員会に対し、記載状況を照会すること。

7 留意事項

- (1) 1の(3)及び3の(1)のエの事項の診断書の提出は任意であることから、免許受験者等に対する説明の際は誤解を招かないよう配慮すること。
- (2) 免許証の更新申請者に対する個別聴取の結果、臨時適性検査を行う必要があると認められた場合であっても、当該申請者が自動車等の運転に必要な適性検査に合格した場合は、更新させなければならないことに留意すること。
- (3) 仮免許の申請者の中に質問票の回答欄において「はい」を選択している者がいるときは、仮免許の交付前に申請者に連絡の上、個別聴取を行うこと。
- (4) 更新の経由申請（住所地公安委員会以外の公安委員会を経由して行う更新申請をいう。）を行う者が、質問票の回答欄において「はい」を選択している場合は、当該申請を受理した上で、個別聴取は行わず、住所地公安委員会から病状等について聴取される旨を教示すること。
- (5) 適性相談等の実施に当たっては、一定の病気等以外に治療中の病気があるものや、免許の条件を付すことによって免許の取得等が可能となるものもあることから、病状の聴取には慎重を期すること。

第6 医師の届出等

1 医師からの届出等

法第101条の6第1項に規定する医師による届出は、次により受理すること。

(1) 口頭による届出

医師から本部主管課又は警察署に口頭で届出があった場合は、当該医師に届出書（施行細則別記様式第27号の3）を交付し、記載を依頼した上で、これを受理すること。この場合において、当該医師が届出書への記載を拒んだときは、届出書の項目内容を聞き取り、届出受理書（別記第6号様式）を作成すること。

(2) 電話による届出

医師から電話で届出があった場合は、当該医師に対して届出書の作成を依頼し、送付等の方法で、これを受理すること。この場合において、送付の方法が電子メールである場合は、PDFデータに変換した上で送信するよう依頼すること。

(3) 文書等による届出

医師が、届出書と異なる文書で届出をした場合は、次により措置すること。

ア 届出書の項目内容を網羅している場合は、当該文書を届出書とみなして受理すること。

イ 前事項以外の場合は、届出書の項目内容を聞き取り、届出受理書を作成すること。

(4) 警察署において届出を受理した場合は、届出書又は届出受理書の写しを作成し、本紙を速やかに本部主管課に送付すること。

(5) 本部主管課長は、届出書又は届出受理書を受理したときは、速やかに、臨時適性検査及び当該検査の実施に伴う暫定停止について、必要な措置を講じること。

(6) 住所地公安委員会以外に係る届出を受理した場合は、住所地を管轄する当該公安委員会に、速やかに、届出移送通知書（施行細則別記様式第27号の6）により移送すること。

2 医師からの確認要求及び回答

- (1) 1の(1)から(4)の事項は、法第101条の6第2項に規定する医師の確認要求があった場合における事務について準用する。この場合において、「届出」とあるのは「確認要求」と、「届出書（施行細則別記様式第27号の3）」とあるのは「確認要求書（施行細則別記様式第27号の4）」と、「届出書」とあるのは「確認要求書」と、「届出受理書（別記第6号様式）」とあるのは「確認要求受理書（別記第7号様式）」と読み替えるものとする。
- (2) 住所地外公安委員会に係る確認要求があった場合は、確認要求に係る免許保有者の住所地が他の公安委員会の管轄区域内であっても、確認要求を受けた公安委員会で調査を行うこと。
- (3) 本部主管課長は、確認要求があった場合は、速やかに回答書（施行細則別記様式第27号の5）により回答すること。この場合において、回答書を郵送するときは、配達記録等により確実に送達すること。

第7 臨時適性検査の実施

1 臨時適性検査の通知等

- (1) 臨時適性検査に係る事務は、本部主管課において相談員が行うこと。
- (2) 受検通知は、別表第4に掲げる区分に従い行うこと。
- (3) 臨時適性検査通知書等の作成
 - ア 受検通知をする場合は、臨時適性検査等実施管理簿（別記第8号様式）の当該臨時適性検査に係る管理番号を取得した上で臨時適性検査通知書を作成し、その（案）により本部主管課長の承認を受けること。
 - イ 臨時適性検査の通知をする場合は、臨時適性検査等実施管理簿に必要事項を記載し、臨時適性検査通知書を発出した後に本部主管課長の確認を受けること。
 - ウ 臨時適性検査の事務が終了したときは、臨時適性検査等実施管理簿に必要事項を記載し、警部又は同相当職以上の幹部が、備考欄に朱色で完結の表示をすること。

2 臨時適性検査の依頼等

- (1) 臨時適性検査（法第102条第5項に規定する臨時適性検査を除く。以下同じ。）を行う場合は、検査科目に対応する適性検査医を選定した上で臨時適性検査実施依頼書（別記第9号様式）により、判断基準に基づく検査を依頼すること。
- (2) 臨時適性検査を行う場合は、必要に応じて事前に病院の事務担当者及び適性検査医と協議すること。
- (3) 臨時適性検査の対象となる者（以下「検査対象者」という。）の住所地を管轄する公安委員会の管内に、検査対象者の病気等を診断する適性検査医がいない場合又は住所地を管轄する公安委員会の管内の適性検査医によって臨時適性検査を行うことができない場合は、他の管内の適性検査医に依頼して行うこと。

3 受検通知時及び受検通知後の措置

- (1) 運転免許試験に合格した者に対して受検通知を行う場合は、受検通知を理由とする免許の保留を確実に行うこと。
- (2) 運転免許試験に合格した者が受検通知に係る臨時適性検査を受けない場合は、受検通知を理由とする免許の保留期間中に、再度、受検通知を行うこと。この場合において、

再度、受検通知を受けた者が、やむを得ない理由がなく当該通知に係る臨時適性検査を受けないときは、その者に免許を与えないこと。

- (3) 受検通知を受けた者（免許（仮免許を除く。）を受けた者に限る。）が、やむを得ない理由がなく当該通知に係る臨時適性検査を受けないときは、速やかにその者の免許の効力を停止すること。
- (4) 前事項の定めにより免許の効力を停止した場合は、その期間中に、再度、受検通知を行うこと。この場合において、再度、受検通知を受けた者がやむを得ない理由がなく当該通知に係る臨時適性検査を受けないときは、速やかにその者の免許を取り消すこと。
- (5) 仮運転免許試験に合格した者が、臨時適性検査を受けないまま仮免許を取得したときは、再度、受検通知を行うこと。
- (6) 仮免許を受けた者に対して受検通知を行い、その者がやむを得ない理由がなく当該通知に係る臨時適性検査を受けないときは、その者から適性検査を受けたい旨の申出があり、その申出に理由があると認めて適性検査を行う場合を除き、速やかにその者の仮免許を取り消すこと。

4 臨時適性検査実施後の措置等

- (1) 臨時適性検査の結果は、適性検査医が作成した診断書により判断すること。
- (2) 臨時適性検査を実施した場合は、臨時適性検査等実施状況報告書（別記第10号様式）に、臨時適性検査実施依頼書の写し、適性検査医が作成した診断書その他当該検査の実施に当たり作成した書類を添付して本部主管課長に報告すること。
- (3) 臨時適性検査の結果（法第102条第7項の規定に基づき、検査対象者が診断書を提出した場合にあっては、当該診断書に基づく判断結果を含む。次事項において同じ。）、検査対象者が一定の病気等にかかっていることが判明した場合は、判断基準に従い免許の取得等に関する可否の判断を行うこと。
- (4) 臨時適性検査の結果が別表第3に定める免許の拒否等の基準に該当する場合は、拒否等処分対象者発見報告書（別記第11号様式）に臨時適性検査等実施状況報告書、診断書等を添付して本部主管課長に報告すること。
- (5) 前事項の報告を受けた行政処分を担当する所属の長は、拒否等の基準に対応する行政処分を速やかに執行すること。
- (6) 本部主管課長は、検査対象者が他の公安委員会の管轄区域内に転出した場合は、臨時適性検査等関係書類送付書（別記第12号様式）により、当該都府県警察に通報すること。

5 留意事項

- (1) 臨時適性検査を実施する場合は、検査対象者に速やかに受検通知を行うこと。特に運転免許試験に合格した者に対する受検通知及び免許の保留に当たっては、試験に合格した者に対しては、原則として免許を与えなければならないことを踏まえ、速やかにこれを行うこと。
- (2) 仮運転免許試験に合格した者に対しては、受検通知を理由とする仮免許の拒否又は保留を行うことができないことから、仮免許を与えなければならないことに留意すること。
- (3) 法第102条第1項から第3項に規定する基準該当者（第9の1の事項において「第1分類該当者」という。）に対して臨時適性検査の通知を行った後、検査対象者から、任

意の診断書の提出があった場合は、当該通知を撤回し、同条第1項から第3項に基づく診断書の提出命令を行った上で、これを受理すること。

- (4) 認知症について臨時適性検査を行う場合は、検査対象者の同意を得た上で、可能な限りその家族又は関係者の立会いを求めること。

第8 適性検査の受検等命令

- 1 本部主管課長は、保留等の処分を行う場合において必要があると認めるときは、当該処分の際に、その者に対し適性検査の受検命令又は診断書の提出命令（第9の事項の診断書の提出命令を除く。以下「適性検査の受検等命令」という。以下7の事項まで同じ。）を行うこと。
- 2 主治医の診断書の作成及び提出が期待でき、それによって判断できると認められるときは、診断書の提出命令を、それ以外の場合は、適性検査の受検命令を行うこと。
- 3 適性検査の受検命令は適性検査受検命令書（施行細則別記様式第28号の6）により、診断書の提出命令は診断書提出命令書（施行細則別記様式第28条の7）により行うこと。
- 4 第7の1の事項（(2)の事項を除く。）、第7の2の事項及び第7の4の事項は、適性検査の受検命令に基づく適性検査（以下この項において「適性検査」という。）を行う場合において準用する。この場合において、第7の1の事項及び第7の1の(1)の事項中「臨時適性検査」とあるのは「適性検査」と、第7の1の(3)の事項中「臨時適性検査通知書等」とあるのは「適性検査受検命令書」と、「受検通知」とあるのは「適性検査の受検命令」と、「臨時適性検査等実施管理簿（別記第8号様式）」とあるのは「適性検査受検等命令実施管理簿（別記第13号様式）」と、「当該臨時適性検査」とあるのは「当該適性検査」と、「臨時適性検査通知書」とあるのは「適性検査受検命令書」と、第7の2の(1)の事項中「臨時適性検査（法第102条第5項に規定する臨時適性検査を除く。以下同じ。）」とあるのは「適性検査」と、「臨時適性検査実施依頼書（別記第9号様式）」とあるのは「適性検査実施依頼書（別記第14号様式）」と、第7の2の(2)及び(3)の事項並びに第7の4の(1)の事項中「臨時適性検査」とあるのは「適性検査」と、第7の4の(2)の事項中「臨時適性検査」とあるのは「適性検査」と、「臨時適性検査実施依頼書」とあるのは「適性検査実施依頼書」と、第7の4の(3)の事項中「臨時適性検査の結果（検査対象者が自主的に主治医の診断書を提出した場合にあっては、当該診断書に基づく判断結果を含む。次事項において同じ。）」とあるのは「適性検査の結果」と、第7の4の(4)の事項中「臨時適性検査」とあるのは「適性検査」と読み替えること。
- 5 第7の1の事項（(2)の事項を除く。）及び第7の4の(3)から(6)までの事項は、診断書の提出命令を行う場合において準用する。この場合において、第7の1の事項及び第7の1の(1)の事項中「臨時適性検査」とあるのは「診断書の提出命令」と、第7の1の(3)の事項中「臨時適性検査通知書等」とあるのは「診断書提出命令書」と、第7の1の(3)の事項中「受検通知」とあるのは「診断書の提出命令」と、「臨時適性検査等実施管理簿（別記第8号様式）」とあるのは「適性検査受検等命令実施管理簿（別記第13号様式）」と、「当該臨時適性検査」とあるのは「当該命令」と、「臨時適性検査通知書」とあるのは「診断書提出命令書」と、第7の4の(3)の事項中「臨時適性検査の結果（検査対象者が自主的に主治医の診断書を提出した場合にあっては、当該診断書に基づく判断結果を含む。次事項に

において同じ。)」とあるのは「診断書の提出命令に基づき提出された診断書の診断結果」と、「検査対象者」とあるのは「診断書の提出命令を受けた者」と、第7の4の(4)の事項中「臨時適性検査の結果」とあるのは「診断書の提出命令に基づき提出された診断書の診断結果」と、第7の4の(6)の事項中「検査対象者」とあるのは「診断書の提出命令の対象者」と読み替えること。

6 適性検査の受検等命令を受けた者が当該命令に違反したときは、速やかに免許の保留又は効力の停止を行うとともに、その者に対し、再度、適性検査の受検等命令を行うこと。

7 適性検査の受検等命令を受けた者が当該命令に違反し、かつ、やむを得ない理由がなく再度の適性検査の受検等命令に違反したときは、速やかに免許の拒否又は取消しを行うこと。

第9 認知症に係る診断書提出命令の実施

1 本部主管課長は、第1分類該当者が、認知症専門の医師又は認知症に係る主治医の診断により、認知症か否かの判断が可能と認められる場合は、診断書の提出命令（法第102条第1項、同条第2項及び同条第3項に規定する診断書提出命令をいう。以下第10の事項まで同じ。）を行うこと。

2 診断書の提出命令は、診断書提出命令書（施行細則別記様式第28号の7の2）により行うこと。この場合において、診断書の提出期日は、当該命令の日から起算して3か月を超えないものとする。

3 第7の1の事項（(2)の事項を除く。）及び第7の4の(3)から(6)までの事項は、診断書の提出命令を行う場合において準用する。この場合において、第7の1の(1)の事項中「臨時適性検査」とあるのは「診断書の提出命令」と、第7の1の(3)の事項中「臨時適性検査通知書等」とあるのは「診断書提出命令書」と、「受検通知」とあるのは「診断書の提出命令」と、「臨時適性検査等実施管理簿（別記第8号様式）」とあるのは「適性検査受検等命令実施管理簿（別記第13号様式）」と、「当該臨時適性検査」とあるのは「当該命令」と、「臨時適性検査通知書」とあるのは「診断書提出命令書」と、第7の4の(3)の事項中「臨時適性検査の結果（法第102条第7項の規定に基づき、検査対象者が診断書を提出した場合にあっては、当該診断書に基づく判断結果を含む。次事項において同じ。）」とあるのは「診断書の提出命令に基づき提出された診断書の診断結果」と、「検査対象者」とあるのは「診断書の提出命令を受けた者」と、第7の4の(4)の事項中「臨時適性検査の結果」とあるのは「診断書の提出命令に基づき提出された診断書の診断結果」と、第7の4の(6)の事項中「検査対象者」とあるのは「診断書の提出命令の対象者」と読み替えるものとする。

4 診断書提出命令に基づく診断書を受領する場合は、その作成時期が当該命令の理由となった認知機能検査等の受検日以降であることを確認すること。

5 診断書提出命令を受けた者が当該命令に違反したときは、速やかに免許の保留又は効力の停止を行うとともに、その者に対し、再度、診断書提出命令を行うこと。

6 診断書提出命令を受けた者が当該命令に違反し、かつ、やむを得ない理由がなく再度の診断書提出命令に違反したときは、速やかに免許の拒否又は取消しを行うこと。

第10 暫定停止の措置等

1 交通事故当事者に対する暫定停止

- (1) 暫定停止の対象となる交通事故は、人の死傷又は物の損壊を伴う交通事故（以下「対象事故」という。）とする。
- (2) 高速道路を管轄する所属の長及び警察署長は、対象事故の発生を認知し、当該事故の状況から判断して、その者が一定の病気等に該当する疑いが認められる場合には、臨適検討対象者発見報告書（別記第15号様式）に疎明資料を添付して、速やかに本部主管課長に報告すること。
- (3) 本部主管課長は、前事項の報告を受け、暫定停止の必要性を認めたときは、拒否等処分対象者発見報告書に疎明資料を添付して、行政処分を担当する所属の長に、速やかに報告すること。

2 医師からの届出等に基づく暫定停止

1の事項のほか、次の場合は、暫定停止を行うこと。

- (1) 第6の1の事項の医師からの届出を端緒として、臨時適性検査又は診断書提出命令を行う場合
- (2) 免許を受けた者について、主治医に照会した結果、一定の病気等にかかっている者である旨の回答を得たものの、取消し等の処分の判断ができないことから、臨時適性検査又は診断書提出命令を行う場合

3 処分の執行等

- (1) 行政処分を担当する所属の長は、暫定停止の判断を行い、必要と認めたときは、暫定停止の処分を行うこと。
- (2) 暫定停止の処分執行については、臨時適性検査を通知する機会又は診断書提出命令を行う機会に行うこと。

なお、処分の執行は、警察署で行うことができるものとする。

4 処分公安委員会が異なる場合の措置

対象事故の発生場所を管轄する公安委員会と処分対象者の住所地公安委員会が異なる場合は、発生場所を管轄する本部主管課長は、速やかに、処分対象者の住所地を管轄する公安委員会の主管課長に臨時適性検査等関係書類送付書により通報すること。

5 留意事項

- (1) 暫定停止の処分中に臨時適性検査を受検しない者又は診断書提出命令による診断書を提出しない者については、法第104条の2の3第3項に基づく免許の効力停止及び取消し処分ができないほか、不受検及び不提出を理由に暫定停止処分の解除を行うことはできないことに留意すること。
- (2) 暫定停止の期間中に、やむを得ない理由がなく、臨時適性検査の受検又は診断書の提出を拒否した場合は、暫定停止処分の満了をもって、法第104条の2の3第3項による免許の効力停止処分（次事項において「本停止」という。）を行うこと。
- (3) 本停止は、暫定停止処分の満了日の翌日から執行することとし、本停止処分の執行に合わせて、速やかに、臨時適性検査の通知又は診断書提出命令を行うこと。

第11 臨時適性検査等を受けることができないやむを得ない理由

臨時適性検査若しくは適性検査の受検又は診断書の提出命令に従うことができないやむを得ない理由

得ない理由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害
- (2) 病気にかかり、又は負傷したこと。
- (3) 法令の規定により身体を拘束されていたこと。
- (4) 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じたこと。
- (5) その他、北海道公安委員会又は当該方面公安委員会がやむを得ないと認める事情があること。

第12 経費の負担区分

臨時適性検査に係る費用は、道費をもって支弁するものとする。ただし、交通費は、検査対象者に負担させること。

第13 適性検査医の認定等

1 適性検査医の認定

交通部長（札幌方面以外の方面にあつては、当該方面本部長）は、北海道医師会、郡市医師会、適性検査医の基準に適合する医師が所属する病院等に対して適性検査医の推薦を依頼し、当該推薦を受けた医師の中から、適性検査を行う医師を認定すること。

2 適性検査医名簿への登載

- (1) 本部主管課長は、適性検査医が認定されたときは、適性検査医名簿（別記第16号様式）に登載すること。
- (2) 適性検査医に異動があつたときは、その都度、適性検査医名簿の加除を行うこと。
- (3) 適性検査医名簿は、本部主管課において保存すること。

第14 各部門との連携

- 1 交通事故や交通指導取締りはもとより、あらゆる警察活動を通じて臨時適性検査の対象となり得る者（以下「臨適検討対象者」という。）を発見した場合は、速やかに、本部主管課に引き継ぐこと。
- 2 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん及び認知症にかかっている者並びにアルコール等の中毒者（以下「銃砲刀剣類所持等欠格事由」という。）は、銃砲刀剣類の所持許可の取消対象でもあることから、当該銃砲刀剣類所持等欠格事由を理由に免許の拒否又は取消しを行う必要がある者を発見した場合及び当該処分を行った場合において当該処分対象者が銃砲刀剣類の所持許可を受けているときは、本部主管課長は、運転免許取消処分等通報書（別記第17号様式）により速やかに警察本部保安課長（札幌方面以外の方面にあつては、当該方面本部の生活安全課長）に通報すること。
- 3 警察本部保安課長又は方面本部の生活安全課長から銃砲刀剣類所持等欠格事由であることを理由に銃砲刀剣類の所持許可の取消し又は不許可等の処分を行った旨の通報を受け、当該処分を受けた者が免許保有者等であるときは、本部主管課長は、速やかに相談員に適性相談等を行わせること。

第15 自動車教習所に対する指導等

- 1 本部主管課長は、指定自動車教習所に対し制度内容の周知徹底を図るとともに、プライバシーの保護を図るため、次に掲げる事項を指導すること。
 - (1) 自動車教習所に入所しようとする者に対し、一定の病気等に該当する場合は、免許の

拒否等の対象になるほか、免許申請時（仮免許申請時を含む。）における質問票の虚偽記載には罰則が適用される旨を説明させるとともに、一定の病気等に該当する可能性がある者には、事前に適性相談等を促すこと。

- (2) 質問票を作成させる際は、質問票の各項目について記載漏れがないよう口頭で注意を促すとともに、誤記の申出があった場合は、新たに質問票を交付し、誤記に係る質問票はその旨を明記して他の質問票とともに封かんさせること。

なお、質問票の回答内容によっては、公安委員会から連絡がある旨を当該申請者に説明すること。

- (3) 仮免許申請の際に申請者に提出させる質問票は、必要最小限度の職員により取りまとめ、封かんさせること。

第16 関係簿冊の報告等

臨時適性検査等実施管理簿及び適性検査受検等命令実施管理簿は、毎月、本部主管課長に報告すること。ただし、月の初日から末日までの間、受検通知を行わなかったときは臨時適性検査等実施管理簿の決裁を、適性検査の受検等命令を行わなかったときは適性検査受検等命令実施管理簿の決裁を受けることを要しない。

第17 その他

- 1 本要領の定める前に作成した運転適性相談員指定簿及び適性検査医名簿は、この要領によって作成された安全運転適性相談員指定簿及び適性検査医名簿とみなす。
- 2 この要領に定めるもののほか、事務処理の運用に関して必要な事項及び聴覚障害者に対する臨時適性検査の実施に関して必要な事項は、交通部長が別に定める。

別表第1 (第2の(9)の事項関係)

病気等ごとの専門医の基準

病 気 等		当 該 病 気 等 の 専 門 医
統合失調症 そううつ病 その他の精神障害		精神保健指定医
てんかん		日本てんかん学会専門医又は日本てんかん学会の認める医師
再発性の失神	反射性(神経調節性)失神	内科医のうち当該病気の専門的知識及び経験を有すると認められる医師
	不整脈	日本循環器学会専門医又は日本胸部外科学会認定医
	植込み型除細動器を植え込んでいる場合	植込み型除細動器を植え込んでいる者に対する適性検査については、上記資格に加え、日本不整脈心電学会の主催するICD研修履修者であることが必要
無自覚性の	薬剤性低血糖症	日本糖尿病学会専門医
低血糖症	その他の低血糖症	日本内分泌学会専門医又は日本糖尿病学会専門医
重度の眠気の状態を呈する睡眠障害		日本睡眠学会が当該病気についての専門的知識及び経験を有すると認める医師又はこれに準ずる医師
認知症		認知症疾患医療センター、日本老年精神医学会、日本認知症学会等の専門医
脳卒中		神経内科専門医又は脳神経外科専門医
アルコール等の中毒者		精神保健指定医
身体障害	視聴覚障害	眼科医又は耳鼻咽喉科医
	筋ジストロフィー パーキンソン病 その他の神経系の病気	神経内科専門医
	その他	整形外科医

注 ICDとは、植込み型除細動器のことをいう。

別表第2（第2の10の事項関係）

病気等ごとの主治医の基準

病 気 等		当 該 病 気 等 の 主 治 医
統合失調症 そううつ病 その他の精神障害		精神科、神経科の医師である主治医（継続的に診察している医師）
てんかん		主治医（継続的に診察している医師）
再 発 性 の 失 神	反射性（神経調節性）失神	当該病気の専門的知識及び経験を有すると認められる主治医（継続的に診察している医師）
	不整脈	日本循環器学会専門医又は日本胸部外科学会認定医である主治医（継続的に診察している医師）
	植込み型除細動器 を植え込んでいる 場合	日本不整脈心電学会の主催するICD研修履修者である主治医（継続的に診察している医師）
無自覚性の	薬剤性低血糖症	主治医（継続的に診察している医師）
低血糖症	その他の低血糖症	主治医（継続的に診察している医師）
重度の眠気症状を呈する睡眠障害		主治医（継続的に診察している医師）
認知症		主治医（継続的に診察している医師）
脳卒中		神経内科専門医又は脳神経外科専門医である主治医（継続的に診察している医師）
アルコール等の中毒者		当該中毒の専門的知識及び経験を有すると認められる主治医（継続的に診察している医師）
身 体 の 障 害	視聴覚障害	眼科医又は耳鼻咽喉科医である主治医（継続的に診察している医師）
	筋ジストロフィー パーキンソン病 その他の神経系の病気	神経内科専門医である主治医（継続的に診察している医師）
	その他	整形外科医である主治医（継続的に診察している医師）

注 ICDとは、植込み型除細動器のことをいう。

別表第3（第5の4の(1)の事項関係）

免許の可否等に関する判断基準

第1 一定の病気等に係る免許の取得に関する可否の判断は、次の表に掲げる判断基準に準拠して行うものとする。

病 気 等	判 断 基 準
<p>1 統合失調症 そううつ病及びその他の精神障害（急性一過性精神病性障害、持続性妄想性障害等）</p>	<p>(1) 医師が「自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力（以下「安全な運転に必要な能力」という。）を欠くこととなるおそれのある症状を呈していない。」旨の診断を行った場合（当該診断を行った理由が、自動車等の安全な運転に必要な能力を欠く状態となるおそれはあるが、そのような状態になった際は、自動車等の運転ができない状態であると判断されることによるものである場合を除く。）、免許の拒否、保留、取消し又は効力の停止（以下「拒否等」という。）は行わないこととする。</p> <p>(2) 医師が「6か月以内に、(1)の事項に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合は、6か月の免許の保留又は効力の停止（以下「保留又は停止」という。）とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められる場合は、当該期間を保留又は停止期間として設定する。</p> <p>(3) 保留又は停止期間中に適性検査の受検命令又は診断書の提出命令（以下「適性検査の受検等命令」という。）を発出した場合における当該命令の結果を踏まえた判断は、次により行うものとする。</p> <p>ア 適性検査の結果又は診断結果が(1)の事項の内容である場合には拒否等は行わない。</p> <p>イ 医師が「結果的にいまだ(1)の事項に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6か月以内に(1)の事項に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合は、さらに6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。</p> <p>ウ ア及びイの事項のいずれにも該当しない場合は、免許の拒否又は取消し（以下「拒否又は取消し」という。）とする。</p> <p>(4) (1)から(3)までの事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。</p> <p>(5) (1)の事項の場合であって、かつ今後X（Xは整数）年間（又はX月間）程度であれば、運転に支障のある症状が再発するおそれ</p>

	<p>はないと認められるなどの診断を医師が行ったときは、一定期間（X年又はX月）後に臨時適性検査を行うこととする。</p> <p>また、上記(1)の場合であって、統合失調症にかかっているとの診断がなされており、かつ、運転に支障のある症状に関する今後の再発のおそれに係る医師の診断がなかったときは、6か月後に臨時適性検査を行うこととする。</p>
<p>2 てんかん</p>	<p>(1) 次のいずれかに該当する場合は、拒否等を行わないこととする。</p> <p>ア 発作が過去5年以内に起こったことがなく、医師が「今後、発作が起こるおそれがない」旨の診断を行った場合</p> <p>イ 発作が過去2年以内に起こったことがなく、医師が「今後、X年程度であれば、発作が起こるおそれがない。」旨の診断を行った場合</p> <p>ウ 医師が、1年間の経過観察の後「発作が意識障害及び運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後、症状の悪化のおそれがない。」旨の診断を行った場合</p> <p>エ 医師が、2年間の経過観察の後「発作が睡眠中に限って起こり、今後、症状の悪化のおそれがない。」旨の診断を行った場合</p> <p>(2) 医師が「6か月以内に、(1)の事項に該当すると診断できることが見込まれる。」旨の診断を行った場合は、6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められる場合は、当該期間を保留又は停止期間として設定する。</p> <p>(3) 保留又は停止期間中に適性検査の受検等命令を発出した場合における当該命令の結果を踏まえた判断は、次により行うものとする。</p> <p>ア 適性検査の結果又は診断結果が(1)の事項の内容である場合は、拒否等を行わない。</p> <p>イ 医師が「結果的にいまだ(1)の事項に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6か月以内に(1)の事項に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合は、さらに6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときには、当該期間を保留又は停止期間として設定する。</p> <p>ウ ア及びイの事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。</p> <p>(4) (1)から(3)までの事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。</p> <p>(5) (1)のイの事項の場合は、一定期間（X年）後に臨時適性検査を行うこととする。</p>

	<p>(6) 相談対象者から大型自動車免許（以下「大型免許」という。）、中型自動車免許（以下「中型免許」という。なお、中型免許（8 t 限定）を除く。）、準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。ただし、準中型免許（5 t 限定）を除く。）及び第二種運転免許（以下「第二種免許」という。）に係る免許の申請又は更新の申請があった場合は、日本てんかん学会が、現時点では、「てんかんに係る発作が、投薬なしで過去5年間なく、今後も再発するおそれがない場合を除き、通常は、当該免許の適性はない。」との見解を示していることに鑑み、相談対象者が拒否等の対象とならない場合であっても、この見解を説明した上で、当該申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消制度の活用を勧めることとする。</p>
<p>3 再発性の失神</p>	<p>(1) 過去5年以内に反射性（神経調節性）失神で意識を失ったことがある場合</p> <p>ア 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」旨の診断を行った場合は、拒否等を行わない。</p> <p>イ 医師が「6か月以内に、アの事項に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合は、6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められる場合は、当該期間を保留又は停止期間として設定する。</p> <p>ウ 保留又は停止期間中に適性検査の受検等命令を発出した場合における当該命令の結果を踏まえた判断は次により行うものとする。</p> <p>(ア) 適性検査の結果又は診断結果がアの事項の内容である場合は、拒否等を行わない。</p> <p>(イ) 医師が「結果的にいまだアの事項に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、さらに6か月以内にアの事項に該当すると診断できることが見込まれる。」旨の診断を行った場合は、さらに6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。</p> <p>(ウ) (ア)及び(イ)の事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。</p> <p>エ アからウまでの事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。</p> <p>(2) 不整脈を原因とする失神により植込み型除細動器を植え込んでいる場合は、次のとおりとする。</p>

ア 植え込み後に不整脈で意識を失ったことがある場合

(ア) 医師が次のいずれかの診断を行った場合は、拒否等を行わないこととする。

a 「植え込み後6か月を経過しており、過去3か月以内に除細動器の適切作動もなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」旨

b 「植え込み後、意識を失ったのは不整脈以外が原因であり、この原因については治療、除細動器の調整等により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」旨

c 「植え込み後6か月を経過していないが、植え込み前に不整脈により意識を失ったことがなく、過去3か月以内に除細動器の適切作動もなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」旨

(イ) 医師が「6か月以内に、(ア)の事項に該当すると診断できることが見込まれる。」旨の診断を行った場合は、6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められる場合は、当該期間を保留又は停止期間として設定する。

(ウ) 保留又は停止期間中に適性検査の受検等命令を発出した場合における当該命令の結果を踏まえた判断は、次により行うものとする。

a 適性検査の結果又は診断結果が(ア)の事項の内容である場合は、拒否等を行わない。

b 医師が「結果的にいまだ(ア)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、さらに6か月以内に(ア)の事項に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合は、さらに6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、か6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。

c a及びbの事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。

(エ) (ア)から(ウ)までの事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。

(オ) (ア)のa及びbの事項の診断については、臨時適性検査による診断に限り認めるものとする。

イ 植込み型除細動器を植え込み後に不整脈により意識を失ったことがない場合は次のとおりとする。

(ア) 医師が次のいずれかの診断を行った場合は、拒否等を行わ

ないこととする。

a 「植え込み後6か月を経過しており、過去3か月以内に除細動器の適切作動がなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」旨

b 「除細動器の不適切作動（誤作動）を認めたが、この原因については治療により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」旨

c 「植え込み後6か月を経過していないが、植え込み後7日を経過しており、植え込み前に不整脈により意識を失ったことがなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」旨

(イ) 医師が「6か月以内に、(ア)の事項に該当すると診断できることが見込まれる。」旨の診断を行った場合は、6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。

(ウ) 保留又は停止期間中に適性検査の受検等命令を発出した場合における当該命令の結果を踏まえた判断は、次により行うものとする。

a 適性検査の結果又は診断結果が(ア)の事項の内容である場合は、拒否等を行わない。

b 医師が「結果的にいまだ(ア)の事項に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6か月以内に(ア)の事項に該当すると診断できることが見込まれる。」旨の診断を行った場合は、さらに6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。

c a及びbの事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。

(エ) (ア)から(ウ)までの事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。

ウ 電池消耗、故障、不適切作動（誤作動）等により植込み型除細動器を交換した場合（ア又はイの規定による拒否等に該当する者及び故障、不適切作動（誤作動）等を原因として植込み型除細動器が作動した後に交換した者を除く。）

(ア) 医師が「電池消耗、故障、不適切作動（誤作動）等により植込み型除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行い、当該交換後7日を経過しており、過去7日以内に発作が起こったことがなく、かつ、発作のおそれの観点から、

運転を控えるべきとはいえない。」旨の診断を行った場合は、拒否等を行わないこととする。

(イ) 医師が「7日以内に、(ア)の事項に該当すると診断できることが見込まれる。」旨の診断を行った場合は、7日の保留又は停止とする。

(ウ) 保留又は停止期間中に適性検査の受検等命令を発出した場合における当該命令の結果を踏まえた判断は次により行うものとする。

a 適性検査の結果又は診断結果が(ア)の事項の内容である場合は、拒否等を行わない。

b 医師が「結果的にいまだ(ア)の事項に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6か月以内に(ア)の事項に該当すると診断できることが見込まれる。」旨の診断を行った場合は、さらに6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。

c a及びbの事項のいずれにも該当しない場合は、ア又はイの定めによるものとする。

オ 植込み型除細動器を植え込んでいる者が免許を取得した場合で、アの(ア)、イの(ア)、ウの(ア)の事項に該当する場合は、6か月後に臨時適性検査を行うものとする。

カ 相談対象者から大型免許、中型免許（中型免許（8t限定）を除く。）及び第二種免許に係る申請又は更新の申請があった場合は、日本不整脈心電学会が、「植込み型除細動器を植え込んでいる者は、当該免許の適性はない。」との見解を示していることに鑑み、相談対象者が保留又は停止の対象にならない場合であっても、この見解を説明した上で、当該申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消制度の活用を勧めることとする。

また、同学会は「植込み型除細動器を植え込んでいる者について準中型免許の適性はないとはいえないが、いかなる免許区分であっても職業運転は認められない。」との見解を有しているので、この点についても併せて注意喚起を行うこととする。

(3) 不整脈を原因とする失神によりペースメーカーを植え込んでいる場合は、次のとおりとする。

ア 植え込み後に不整脈により意識を失ったことがある場合

(ア) 医師が次のいずれかの診断を行った場合は、拒否等を行わないこととする。

a 「植え込み後、意識を失ったのは〇〇が原因であるが、この原因については治療により回復したため、発作のおそ

れの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」旨

b 「植え込み後、意識を失ったのはペースメーカーの故障が原因であるが、修理により改善されたため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」旨

c 「植え込み後、意識を失ったのは〇〇が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」旨

d 「植え込み後、意識を失ったのは〇〇が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、今後、X年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」旨

(イ) 医師が「6か月以内に(ア)の事項に該当すると診断できることが見込まれる。」旨の診断を行った場合は、6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。

(ウ) 保留又は停止期間中に適性検査の受検等命令を発出した場合における当該命令の結果を踏まえた判断は、次により行うものとする。

a 適性検査の結果又は診断結果が(ア)の事項の内容である場合は、拒否等を行わない。

b 医師が「結果的にいまだ(ア)の事項に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6か月以内に(ア)の事項に該当すると診断できることが見込まれる。」旨の診断を行った場合にはさらに6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、か6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止の期間として設定する。

c a及びbの事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。

(エ) (ア)から(ウ)までの事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。

(オ) (ア)のdの事項に該当する場合については、一定期間(X年)後に臨時適性検査を行うこととする。

イ 植え込み後に不整脈により意識を失ったことがない場合

(ア) 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない(以下この項において「免許取得可能」という。)とまではいかない。」旨の診断を行った場合は、拒否又は取消しとする。

- (イ) 医師が次のいずれかの診断を行った場合は6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。
 - a 「6か月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる。」旨
 - b 「6か月以内に、今後、X年程度であれば、免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨
 - (ウ) (イ)のa及びbの事項の場合には、保留又は停止期間中に適性検査の受検等命令を発出した場合における当該命令の結果を踏まえた判断は、次により行うものとする。
 - a 適性検査結果又は診断結果が(ア)の事項の内容である場合は、拒否又は取消しとする。
 - b 医師が次のいずれかの診断を行った場合は、さらに6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。
 - (a) 「結果的にいまだ免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、さらに6か月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる。」旨
 - (b) 「結果的にいまだ、今後X年程度であれば免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、さらに6か月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる。」旨
 - c (a)及び(b)の事項のいずれにも該当しない場合は、拒否等は行わない。
 - (エ) (ウ)のaからcまでの事項のいずれにも該当しない場合は、拒否等は行わない。
 - (オ) (エ)の事項に該当する場合において、医師が「今後X年程度であれば、免許取得可能である。」旨の診断を行ったときは、一定期間（X年）後に臨時適性検査を行うこととする。
- (4) 不整脈を原因とする失神で(2)及び(3)の事項のいずれにも該当しない場合は、次のとおりとする。
- ア 医師が次のいずれかの診断を行った場合は、拒否等は行わない。
 - (ア) 「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」旨
 - (イ) 「今後、X年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」旨
 - イ 医師が「アの事項に該当することが見込まれる。」旨の診断

を行った場合は、6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。

ウ 保留又は停止期間中に適性検査の受検等命令を発出した場合における当該命令の結果を踏まえた判断は、次により行うものとする。

(ア) 適性検査結果又は診断結果がアの事項の内容である場合は、拒否等を行わない。

(イ) 医師が「結果的にいまだアの事項に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6か月以内にアの事項に該当すると診断できることが見込まれる。」旨の診断を行った場合は、さらに6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。

(ウ) (ア)及び(イ)の事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。

エ アからウまでの事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。

オ アの(イ)の事項に該当する場合については、一定期間（X年）後に臨時適性検査を行うこととする。

(5) 過去にその他特定の原因（起立性低血圧等）で意識を失ったことがある場合は、次のとおりとする。

ア 医師が次のいずれかの診断を行った場合は、拒否等を行わない。

(ア) 「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」旨

(イ) 「今後、X年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」旨

イ 医師が「6か月以内にアの事項に該当すると診断できることが見込まれる。」旨の診断を行った場合は、6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。

ウ 保留又は停止期間中に適性検査の受検等命令を発出した場合における当該命令の結果を踏まえた判断は、次により行うものとする。

(ア) 適性検査結果又は診断結果がアの事項の内容である場合は、拒否等を行わない。

	<p>(イ) 医師が「結果的にいまだアの事項に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6か月以内にアの事項に該当すると診断できることが見込まれる。」旨の診断を行った場合は、さらに6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。</p> <p>(ウ) (ア)及び(イ)の事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。</p> <p>エ アからウまでの事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。</p> <p>オ アの(イ)の事項に該当する場合については、一定期間（X年）後に臨時適性検査を行うこととする。</p>
<p>4 無自覚性の低血糖症</p>	<p>(1) 薬剤性低血糖症である場合は、次のとおりとする。</p> <p>ア 過去1年以内に、起きている間にインスリン等の薬の作用により、前兆を自覚することなく意識の消失が現れたことがない場合</p> <p>(ア) 医師が次のいずれかの診断を行った場合は、拒否等を行わない。</p> <p>a 「意識の消失その他自動車等の安全な運転に支障を及ぼす症状（以下「意識消失等」という。）の前兆を自覚できしており、運転を控えるべきとはいえない。」旨</p> <p>b 「意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、運転を控えるべきとはいえない。」旨</p> <p>(イ) 医師が「6か月以内に(ア)の事項に該当すると診断できることが見込まれる。」旨の診断を行った場合は、6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。</p> <p>(ウ) 保留又は停止期間中に適性検査の受検等命令を発出した場合における当該命令の結果を踏まえた判断は、次により行うものとする。</p> <p>a 適性検査の結果又は診断結果が(ア)の事項の内容である場合は、拒否等を行わない。</p> <p>b 医師が「結果的にいまだ(ア)の事項に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6か月以内に(ア)の事項に該当す</p>

ると診断できることが見込まれる。」旨の診断を行った場合は、さらに6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。

c a及びbの事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。

(エ) (ア)、(イ)及び(ウ)の事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。

イ 過去1年以内に、起きている間で、インスリン等の薬の作用により、前兆を自覚することなく意識の消失が現れたことがある場合

(ア) 医師が次のいずれかの診断を行った場合は、拒否等を行わない。

a 「意識消失等の前兆を自覚できており、運転を控えるべきとはいえない。1年以内の意識の消失も、運転を控えるべきとはいえないと認められる状態で起きている。」旨

b 「意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、運転を控えるべきとはいえない。1年以内の意識の消失も運転を控えるべきとはいえないと認められる状態で起きている。」旨

c 「(意識の消失を起こした時は、運転を控えるべき状態にあったが、)その後の治療により、意識消失等の前兆を自覚できており、又は意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、現時点では運転を控えるべきとはいえない。」旨

(イ) 医師が「6か月以内に(ア)のcの事項に該当すると診断できることが見込まれる。」旨の診断を行った場合は、6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められる場合は、当該期間を保留又は停止期間として設定する。

(ウ) 保留又は停止期間中に適性検査の受検等命令を発出した場合における当該命令の結果を踏まえた判断は、次により行うものとする。

a 適性検査の結果又は診断結果が(ア)のcの事項の内容である場合は、拒否等を行わない。

b 医師が「結果的にいまだ(ア)のcの事項に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6か月以内に(ア)のcの事項

に該当すると診断できることが見込まれる。」旨の診断を行った場合は、さらに6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。

c a及びbの事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。

(e) (ア)から(ウ)までの事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。

(f) (ア)のcの事項の診断については、臨時適性検査による診断に限り認めるものとする。

(2) その他の低血糖症（腫瘍性疾患、内分泌疾患、肝疾患、インスリン自己免疫症候群等）の者である場合は、次のとおりとする。

ア 医師が次のいずれかの診断を行った場合は、拒否等を行わない。

(ア) 「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」旨

(イ) 「今後、X年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」旨

イ 医師が「6か月以内にアの事項に該当すると診断できることが見込まれる。」旨の診断を行った場合は、6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。

ウ 保留又は停止期間中に適性検査の受検等命令を発出した場合における当該命令の結果を踏まえた判断は、次により行うものとする。

(ア) 適性検査結果又は診断結果がアの事項の内容である場合は、拒否等を行わない。

(イ) 医師が「結果的にいまだアの事項に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6か月以内にアの事項に該当すると診断できることが見込まれる。」旨の診断を行った場合は、さらに6か月の保留等とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。

(ウ) (ア)及び(イ)の事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。

エ アからウまでの事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。

オ アの(イ)の事項に該当する場合については、一定期間（X年）

	後に臨時適性検査を行うこととする。
5 重度の眠気 の症状を呈する睡眠障害	<p>(1) 医師が「現在、睡眠障害で重度の眠気を生ずるおそれがあり、6か月以内に重度の眠気が生じるおそれがない見込みがある」とはいえない。」旨の診断を行った場合は、拒否又は取消しとする。</p> <p>(2) 医師が「現在、睡眠障害で重度の眠気を生ずるおそれがあるが、6か月以内に重度の眠気が生じるおそれがない見込みがある。」との診断を行った場合は、6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。</p> <p>(3) 保留又は停止期間中に適性検査の受検等命令を発出した場合における当該命令の結果を踏まえた判断は、次により行うものとする。</p> <p>ア 適性検査結果又は診断結果が「重度の眠気が生じるおそれがない。」旨の内容である場合は、拒否等は行わない。</p> <p>イ 医師が「結果的にいまだ重度の眠気が生じるおそれがない旨の診断をすることはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6か月以内に重度の眠気が生じるおそれがない見込みがある。」旨の診断を行った場合は、さらに6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。</p> <p>ウ 医師が「6か月以内に重度の眠気が生じるおそれがない見込みがある」とはいえない。」旨の診断を行った場合は、拒否又は取消しとする。</p> <p>(4) (1)から(3)までの事項のいずれにも該当しない場合は、拒否等は行わない。</p>
6 脳卒中（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、一過性脳虚血発作等）	<p>(1) 慢性化した症状が認められる見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害等は、認知症の判断基準に従うこととする。</p> <p>(2) 脳梗塞等の発作により次の障害のいずれかが繰り返し生じている場合は、拒否又は取消しとする。</p> <p>ア 意識障害、見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害等（ただし、認知症に相当する程度の障害に限る。）</p> <p>イ 運動障害（ただし、免許の取消事由に相当する程度の障害に限る。）</p> <p>ウ 視覚障害等（ただし、免許の取消事由に相当する程度の障害に限る。）</p>

(3) (2)の事項を除き、過去に脳梗塞等の発作で(2)の事項に掲げる障害のいずれかが生じたことがある場合については、次のとおりとする。

ア 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない（以下この項において「免許取得可能」という。）とまではいえない。」旨の診断を行った場合は、拒否又は取消しとする。

イ 医師が次のいずれかの診断を行った場合は、6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。

(ア) 「6か月以内に、免許取得可能と診断できることが見込まれる。」旨

(イ) 「6か月以内に、今後X年程度であれば、免許取得可能と診断できることが見込まれる。」旨

ウ イの(ア)及び(イ)の事項の場合には、保留又は停止の期間中に適性検査の受検等命令を発出した場合における当該命令の結果を踏まえた判断は、次により行うものとする。

(ア) 適性検査結果又は診断結果が(2)及び(3)のアの事項の内容である場合は、拒否又は取消しとする。

(イ) 医師が次のいずれかの診断を行った場合は、さらに6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。

a 「結果的にいまだ免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6か月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる。」旨

b 「結果的にいまだ、今後X年程度であれば免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6か月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる。」旨

(ウ) (ア)及び(イ)の事項のいずれにも該当しない場合は、拒否等を行わないものとする。

エ アからウまでの事項のいずれにも該当しない場合は、拒否等を行わないものとする。

オ エの事項に該当する場合において、医師が「今後X年程度であれば、免許取得可能である。」旨の診断を行ったときは、一定期間（X年）後に臨時適性検査を行うこととする。

(4) 医師が「免許取得可能」と診断した場合で、運動障害（麻痺）、視覚障害（視力障害等）及び聴覚障害に関して慢性化した症状が

	<p>認められる場合は、法第91条の規定により条件を付し、及び変更することにより、免許の取得等が可能と判断される場合を除き、施行令第38条第2項の基準に従うものとする。</p> <p>(5) (1)から(4)までの事項については、脳動脈瘤破裂、脳腫瘍等について準用するものとする。</p>
<p>7 認知症</p>	<p>(1) アルツハイマー型認知症、血管性認知症、前頭側頭型認知症（ピック病）及びレビー小体型認知症の場合は、拒否又は取消しとする。</p> <p>(2) その他の認知症（甲状腺機能低下症、脳腫瘍、慢性硬膜下血腫、正常圧水頭症、頭部外傷後遺症等）の場合は、次のとおりとする。</p> <p>ア 医師が「認知症について回復の見込みがない。」又は「認知症について6か月以内に回復する見込みがな。い」旨の診断を行った場合は、拒否又は取消しとする。</p> <p>イ 医師が「認知症について6か月以内に回復する見込みがある」旨の診断を行った場合は、6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて、6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。</p> <p>ウ 保留又は停止期間中に適性検査の受検等命令を発出した場合における当該命令の結果を踏まえた判断は、次により行うものとする。</p> <p>(ア) 適性検査結果又は診断結果が「認知症について回復した。」旨の内容である場合は、拒否等を行わない。</p> <p>(イ) 医師が「結果的にいまだ回復した旨の診断はできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6か月以内にその診断を行う見込みがある。」旨の診断を行った場合は、さらに6か月以内の保留又は停止とする。</p> <p>(ウ) (ア)及び(イ)の事項のいずれにも該当しない場合は、拒否又は取消しとする。</p> <p>(3) 認知機能の低下がみられ今後認知症となるおそれがあり、医師が「軽度の認知機能の低下が認められる。」「境界状態にある。」又は「認知症の疑いがある。」等の診断を行った場合は、その後認知症となる可能性があることから、医師の診断結果を踏まえて、1年を超えない期間を設定した上で同期間経過後に臨時適性検査を行うこととする。</p>
<p>8 アルコールの中毒者</p>	<p>(1) 国際疾病分類（ICD-10）の「アルコール使用による精神および行動の障害」においてF10.2～F10.9までに該当し（以下「アルコール依存症」という。）、かつ次の①から③のいずれか又は全てを満たさないものとして、医師がその旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。</p>

	<p>① 断酒を継続している。</p> <p>② アルコール使用による精神病性障害や健忘症候群、残遺性障害及び遅発性の精神病性障害(アルコール幻覚症、認知症、コルサコフ症候群等)のない状態を続けている。</p> <p>③ 再飲酒するおそれが低い。</p> <p>なお、①及び②といえるためには、最低でも6か月以上その状態を継続していることを要する。</p> <p>また、①の期間について、入院その他の理由により本人の意思によらず飲酒できない環境にあった期間については、断酒を継続している期間として算入しない。</p> <p>(2) 医師が「アルコール依存症であり、現時点では(1)の①から③の全てを満たすと診断することはできないが、6か月以内に、(1)の①から③の全てを満たすと診断することができると見込まれる。」旨の診断を行った場合には、6か月の保留又は停止とする。ただし、医師の診断を踏まえて6か月より短期間の保留又は停止期間で足りると認められるときは、当該期間を保留又は停止期間として設定する。</p> <p>(3) 保留又は停止期間に適性検査の受検等命令を発出した場合における当該命令の結果を踏まえた判断は、次により行うものとする。</p> <p>ア 適性検査結果又は診断結果がアルコール依存症について(1)の①から③の全てを満たす内容である場合には拒否等を行わない。</p> <p>イ 医師が「結果的にいまだアルコール依存症について(1)の①から③の全てを満たすと診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、さらに6か月以内に(1)の①から③の全てを満たすと診断することができると見込まれる。」旨の内容である場合には、さらに6か月の保留又は停止とする。</p> <p>ウ その他の場合には拒否又は取消しとする。</p> <p>(4) 医師が「アルコール依存症であるが(1)の①から③の全てを満たす。」旨の診断を行った場合には拒否等を行わない。</p> <p>なお、慢性化した運動障害が残る場合については「身体の障害」に係る規定等に従うこととする。</p>
<p>9 1から8までの事項のほか、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能</p>	<p>病気の症状が、1から8までのいずれかの事項に掲げる病気の症状に類似する場合は、当該病気の判断基準に準拠して行うものとする。</p>

力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気	
-------------------------	--

第2 仮免許の拒否又は取消し及び国際運転免許証等を所持する者に対する自動車等の運転禁止に関する可否の判断は、第1の表に準じて行うこととする。

第3 第1の表に記載のない病気については、その都度本部主管課に照会すること。

別表第4（第7の1の(2)の事項関係）

臨時適性検査の通知区分

臨時適性検査の対象となる者	臨時適性検査通知書の様式
1 法第102条第1項から第3項までに該当する者	施行細則別記様式第28号
2 運転免許試験（仮運転免許試験を除く。以下、この項において同じ。）に合格した者及び免許（仮免許を除く。以下、この項において同じ。）を受けた者で、一定の病気等にかかっている疑いのある者	施行細則別記様式第28号の2
3 免許を受けた者で、法第102条第5項に該当する者	
4 運転免許試験に合格した者で、この事項により適性検査を受ける旨の通知を受けたが適性検査を受けなかった者	
5 仮運転免許試験に合格した者で、一定の病気等にかかっている疑いのある者	施行細則別記様式第28号の3
6 仮免許を受けた者で、一定の病気等にかかっている疑いのある者	施行細則別記様式第28号の4
7 仮免許を受けた者で、法第102条第5項に該当する者	

別記第1号様式（第4の1、第17の1の事項関係）

安全運転相談員指定簿

課

番号	指定者印	指定年月日	職名	階級等	氏名	解除年月日
		・ ・				・ ・
		・ ・				・ ・
		・ ・				・ ・
		・ ・				・ ・
		・ ・				・ ・
		・ ・				・ ・
		・ ・				・ ・
		・ ・				・ ・
		・ ・				・ ・
		・ ・				・ ・
		・ ・				・ ・
		・ ・				・ ・
		・ ・				・ ・
		・ ・				・ ・
		・ ・				・ ・
		・ ・				・ ・
		・ ・				・ ・
		・ ・				・ ・
		・ ・				・ ・
		・ ・				・ ・
		・ ・				・ ・

65	50	230	安全運転相談員指定簿	5年
----	----	-----	------------	----

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第2号様式（第5の2の(1)及び(4)の事項関係）

決 裁 欄

安全運転相談等受理票

年 月 日

受理番号	— 番
開始年月日	年 月 日
現在の状態	
相談回数	回
目	

相談員	
所属	
職名	
氏名	印

受理区分											受理方法								
受理日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで																		
引継ぎ	から へ 年 月 日発送 年 月 日受領																		
対象者	郵便番号		—																
	住所																		
	フリガナ																		
	氏名																		
	生年月日		年 月 日生 (歳)							性別									
	連絡先電話番号		自宅									携帯							
	現有運転免許証		免許証番号									有効期限		年 月 日					
	免許種別		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
		大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	けん引	大型二	中型二	普通二	大特二	けん引二			
病名等																			
受理内容																			
備考																			

メモ

65 50 190 安全運転相談等受理票 長期

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第3号様式（第5の2の(2)、第5の3の(2)、(3)及び(4)の事項関係）

決	裁	欄

安全運転相談等引継票

年 月 日

殿

警察署長

安全運転相談を実施した状況は、次のとおりであるから引継ぎする。

記

受理番号	番	受理区分		受理方法											
受理日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで														
担当者	警察署	警察署 課 係													
	主管課	課 係													
引継	年 月 日 発送		年 月 日 受領												
対象者	郵便番号														
	住所														
	フリガナ														
	氏名														
	生年月日		年 月 日生 (歳)			性別									
	連絡先電話番号		自宅			携帯									
	現有運転免許証		免許証番号			有効期限		年 月 日							
	免許種別	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付二	けん引	大型二	中型二	普通二	大特二	けん引二
病名等															
受理内容															
		65	50	260	安全運転相談等引継票 (控)				長期						

- 注1 関係書類（質問票コピー等）は郵送等により引き継ぐこと。
 2 本引継票は所属長決裁の後、所属にて確実に編さんすること。
 3 規格は、A列4番縦長とする。

安全運転相談等履歴票

年 月 日現在

受理番号	番
開始年月日	年 月 日
現在の状態	
完結年月日	年 月 日

相談員	
所属	
職名	
氏名	

人定事項情報

対象者	郵便番号															
	住所															
	フリガナ															
	氏名															
	生年月日		年 月 日生 (歳)								性別					
	連絡先電話番号		自宅								携帯					
	現有運転免許証		免許証番号								有効期限		年 月 日			
	免許種別	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	けん引	大型二	中型二	普通二	大特二	けん引二	
病名等																
備考																

履歴情報

履歴区分											登録拠点						
受理日時	年 月 日 時 分から 時 分まで 受理方法																
引継	から へ 年 月 日発送 年 月 日受領																
受理内容																	

履歴区分											登録拠点						
病名																	
通知等	年 月 日通知 年 月 日期限 年 月 日受理																
備考																	

履歴区分	臨適検査	登録拠点	
病名			
通報等	年 月 日通報	年 月 日決定	年 月 日処分終了
備考			

履歴区分	行政処分上申	登録拠点	
上申日	年 月 日		
執行等	年 月 日執行		
備考			

履歴区分	運転免許証更新	登録拠点	
更新日	年 月 日		
更新内容			
備考			

履歴区分	参考情報	登録拠点	
登録日	年 月 日		
参考情報			

履歴区分	他公安委員会への移送	登録拠点	
判断日	年 月 日		
移送先			
備考			

65	50	190	安全運転相談等受理票	長期
----	----	-----	------------	----

注 規格は、A列4番縦長とする。

安全運転相談終了書

住 所	
氏 名	男・女
生 年 月 日	年 月 日生
相 談 終 了 日	年 月 日
受 理 番 号	—
相 談 受 付 窓 口	
備 考	

運転免許の取得又は継続に関する相談が終了している事を証明します。

なお、 以内に、北海道公安委員会又は方面公安委員会に対し、運転免許の申請又は運転免許証の更新の申請を行う場合は、本終了書を持参することをお勧めします。

年 月 日

課長 印

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第6号様式（第6の1の(1)、(3)、(4)、(5)及び第6の2の(1)の事項関係）

届出受理書

年 月 日

殿

所属
官職
氏名

印

道路交通法第101条の6第1項に基づく届出を受理したので報告する。

受 理 日 時	年 月 日 () 午前・後 時 分			
受 理 者	所属	課・署	官職	氏名
受 理 方 法	<input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> E-mail <input type="checkbox"/> その他()			
届 出 医 師	住 所			
	氏 名			
	医療機関名	電話 ()		
	確 認 方 法	<input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他()		
患 者	住 所			
	氏 名	男 ・ 女		
	生年月日	年 月 日 (歳)		
受 理 内 容 〔 ・病名 ・症状 〕	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>			
措 置 状 況				

65	50	310	届出書受理簿	5年
----	----	-----	--------	----

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第7号様式（第6の2の(1)の事項関係）

確認要求受理書

年 月 日

殿

所属
官職
氏名

印

道路交通法第101条の6第2項に基づく届出を受理したので報告する。

受 理 日 時	年 月 日 () 午前・後 時 分					
受 理 者	所属	課・署	官職	氏名		
受 理 方 法	<input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> E-mail <input type="checkbox"/> その他()					
要 求 医 師	住 所					
	氏 名					
	医療機関名	電話 ()				
	確 認 方 法	<input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他()				
患 者	住 所					
	氏 名	男 ・ 女				
	生年月日	年 月 日 (歳)				
受 理 内 容	<div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 100px;"></div>					
運 転 免 許 保 有 状 況	対象者に係る運転免許は、年 月 日現在、 <input type="checkbox"/> 保有している。(種別 有効) <input type="checkbox"/> 保有していない。 ただし、仮運転免許を受けた者であるかは不明である。					
		65	50	340	確認要求書受理回答簿	5年

注 規格は、A列4番縦長とする。

臨時適性検査等実施管理簿

年

管理番号						
病名						
氏名						
生年月日 年齢・性別	年 月 日 (歳) 男・女	年 月 日 (歳) 男・女	年 月 日 (歳) 男・女	年 月 日 (歳) 男・女	年 月 日 (歳) 男・女	年 月 日 (歳) 男・女
免許証番号						
住所						
認知機能 検査結果	総合点	判定	総合点	判定	総合点	判定
臨時適性検査 の指定日時 実施の有無	年 月 日 午 時 分 実施・未実施	年 月 日 午 時 分 実施・未実施	年 月 日 午 時 分 実施・未実施	年 月 日 午 時 分 実施・未実施	年 月 日 午 時 分 実施・未実施	年 月 日 午 時 分 実施・未実施
臨時適性検査 通知書の收受	発出日	受理日	発出日	受理日	発出日	受理日
診断書の受理 診断結果	年 月 日		年 月 日		年 月 日	
行政処分上申 行政処分結果	上申日	処分結果	上申日	処分結果	上申日	処分結果
備考						

65

50

270

臨時適性検査関係簿

長期

注 規格は、A列4番縦長とする。

第 号
年 月 日

殿

課長 印

臨時適性検査実施依頼書

次の者について、道路交通法 第102条 の規定に基づく臨時適性検査の実施を依頼します。
第107条の4

記

1 検査対象者

住所

氏名

年 月 日生（ 歳） 男・女

2 検査年月日

年 月 日

3 検査事項

- (1) 病名
- (2) 所見
- (3) 現時点での病状（運転能力及び改善の見込み）についての意見
- (4) 現時点での病状を踏まえた今後の見通しについての意見
- (5) 参考事項

連絡先	
電話番号	
担当者	

注1 不要な文字は、横線で消すこと。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第10号様式（第7の4の(2)及び(4)の事項関係）

年 月 日						
殿						
所属 階級（職名）						
④						
<p>臨時適性検査等実施状況報告書</p> <p>臨時適性検査等を実施した状況は下記のとおりであるから報告する。</p>						
実施区分	<input type="checkbox"/> 臨時適性検査 <input type="checkbox"/> 適性検査の受検命令に基づく適性検査 <input type="checkbox"/> 診断書提出命令に基づく診断書の提出					
実施（診断書提出） 年月日時	年 月 日	時 分	から 時 分まで			
実施（診断書提出） 場所						
適性検査（診断書 作成）医						
検査対象（診断書 提出）者	住所 連絡先	自宅・携帯				
	フリカゝナ 氏 名 生年月日	年 月 日（ 歳）			男 女	
	勤務先	（電話 ）				
	免許種別		有効期限	年 月 日		
	免許条件					
検査（診断）結果						
付与する条件						
検査（診断）結果 を踏まえた判断						
実施の経過等						
参 考 事 項						
		65	50	270	臨時適性検査関係簿	長期

注1 □には該当事項にレ印を付すこと。
 2 規格は、A列4番縦長とする。

第 号
年 月 日

殿

課長

臨時適性検査等関係書類送付書

臨時適性検査等の対象者が貴警察本部管轄内に住所を有していることが判明しましたので、関係書類を移送します。

記

本 籍	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免許証番号	
備 考	1 転出（確認）月日 年 月 日、 から上記住所地に転出したのを確認した。 2 関係書類 別添「安全運転相談等受理票（写）」のとおり 3 本件担当

注 規格は、A列4番縦長とする。

適性検査受検等命令実施管理簿

年

番 号						
病 名						
氏 名						
生年月日 年齢・性別	年 月 日 (歳) 男・女	年 月 日 (歳) 男・女	年 月 日 (歳) 男・女	年 月 日 (歳) 男・女	年 月 日 (歳) 男・女	年 月 日 (歳) 男・女
免許証番号						
住 所						
処 分 日 処 分 内 容	処 分 日	処分内容	処 分 日	処分内容	処 分 日	処分内容
適性検査の 受検命令の日	年 月 日		年 月 日		年 月 日	
診断書の 提出命令の日	年 月 日		年 月 日		年 月 日	
診断書の受理 診断結果	年 月 日		年 月 日		年 月 日	
行政処分上申 行政処分結果	上 申 日	処分結果	上 申 日	処分結果	上 申 日	処分結果
備 考						
		65	50	280	適性検査受検等命令関係簿	長期

注 規格は、A列4番縦長とする。

第 号
年 月 日

殿

課長 印

適性検査実施依頼書

次の者について、道路交通法 第90条第8項 の命令に基づく適性検査の実施を依頼します。
第103条第6項

記

1 検査対象者

住所

氏名

年 月 日生（ 歳） 男・女

2 検査年月日

年 月 日

3 検査事項

(1) 病名

(2) 所見

(3) 現時点での病状（運転能力及び改善の見込み）についての意見

(4) 現時点での病状を踏まえた今後の見通しについての意見

(5) 臨時適性検査時における見通しと今回の意見が異なる場合については、期間中に生じた
特殊事情等について

(6) 参考事項

4 その他

年 月 日に実施した臨時適性検査における検査対象者の診断書の写しを添
付します。

連絡先	
電話番号	
担当者	

注1 不要な文字は、横線で消すこと。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第15号様式（第10の1の(2)の事項関係）

臨 適 検 討 対 象 者 発 見 報 告 書

第 年 月 日 号

課長 殿

長

道路交通法第102条第4項に規定する臨時適性検査の対象となり得る者を発見したので報告する。

住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
端 緒	
理 由	
備 考	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 本部主管課記載欄 統合失調症、そううつ病、てんかん、認知症、アルコール等の中毒者の場合は、銃砲刀剣類の所持許可の有無について照会し、該当の場合は保安課へ通報すること。 照会の結果 該当 有・無 保安課への通報 有・無 担当者</p> </div>

65	50	400	臨 適 検 討 対 象 者 発 見 報 告 書 受 理 簿	5 年
----	----	-----	-------------------------------	-----

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第17号様式（第14の2の事項関係）

第 号
年 月 日

殿

課長

運転免許取消処分等通報書

「 」を理由とする 取消 拒否 対象者を発見したので関係書類を添えて通報する。

「 」を理由として、 年 月 日付で 取消 処分 を行ったので、関係書類を添えて通報する。

記

住 所	
連 絡 先	
氏 名	
生 年 月 日	
免許の種類	
病 名	
根 拠 規 定	
関 係 書 類	<input type="checkbox"/> 拒否等処分対象者発見報告書（写） <input type="checkbox"/> 運転免許拒否処分通知書（写）（施行規則別記様式第13の3） <input type="checkbox"/> 運転免許取消処分通知書（写）（施行規則別記様式第13の4） <input type="checkbox"/> 運転免許取消処分書（写）（施行規則別記様式第19の3の3） <input type="checkbox"/> 診断書（写）
備 考	連絡担当者

65	50	350	運転免許取消処分等通報書送付簿（控）	5年
----	----	-----	--------------------	----

- 注1 「 」内には病名を記載すること。
 2 不要な文字は、横線で消すこと。
 3 規格は、A列4番縦長とする。